

令和3年度「新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援」実施要領

1 事業内容

保健師や助産師による家庭訪問や電話などの妊産婦本人へのケアや育児に関する相談支援。

2 実施者

家庭訪問等の支援は、対象妊産婦者の居住地または滞在先の当該市町村等が実施。

なお、医療機関、市町村等関係機関との調整は県が行う。

3 事業実施方法

(1) 周知に係る広報

ホームページへの掲載及び各医療機関や保健所等を通じ、妊産婦にリーフレットを配付する。

(2) 申込み

① 妊産婦の新型コロナウイルス感染が確認された場合、産科主治医または新型コロナウイルス感染症の入院医療機関医師（以下、「産科主治医等」という。）からの支援内容の説明により、当該妊産婦が支援を希望する場合には、「意向確認書（様式A-1）」により申込みを受ける。

② 産科主治医等は、「療養状況等情報提供書（医療機関記入）（様式A-2）」を作成し、秋田県保健・疾病対策課（以下、「県」という）へ提出する。

※妊産婦への支援は、令和4年3月31日が事業完了日となることから、県への提出期限は、令和4年2月28日までとする。

(3) 支援の計画準備等

① 県は、医療機関から「療養状況等情報提供書」を受理後、必要に応じて情報提供元の産科主治医等に妊産婦の状況等を確認し、市町村へ事業実施を依頼する（県と市町村は委託契約による実施）。

② 県は、市町村の担当者と支援内容について協議の上、支援計画を作成する。なお作成にあたっては、適宜、「支援内容等検討記録（実施主体記入）（様式A-3）」も利用する。

(4) 支援の開始から終結まで

- ① 市町村は、支援計画に基づく家庭訪問等の実施により、相談や育児情報の提供などの支援を行う。

※家庭訪問等による対面での支援は、新型コロナウイルス感染症の入院治療後（退院後）に実施するものとする。

- ② 本事業による家庭訪問等の支援は2回までとする。

ただし、継続支援が必要と判断される場合には、本人の同意により、市町村の母子保健事業や子育て世代包括支援センター事業等へつなぐものとし、本事業は支援を終結するものとする。

- ③ 支援を実施した市町村は、「療養状況等情報提供書（支援実施者記入）（様式A-4）」を作成し、支援後1週間以内を目処に県に提出する。

- ④ 県は、市町村において支援が適切に実施されたことを確認し、療養状況等情報提供書（医療機関記入）」の提出があった医療機関へ、支援結果を報告する。

4 費用の徴収

県及び市町村は、支援対象妊産婦から当該事業に係る費用を徴収しないものとする。

5 その他

- ① 本事業の実施に関わる関係者は、責任のある体制を確保し、妊産婦のプライバシーには十分注意するものとする。
- ② 本事業に係る「療養状況等情報提供書」ほか関係書類については、事業終了年度の翌年度から5年間保管すること。